

## 学校法人千葉工業大学役員報酬規程

平成5年4月1日

制定

最終改正 令和2年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人千葉工業大学寄附行為第5条に定める役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

**第2条** 常勤役員とは、会長、理事長、学長、常務理事、常任理事及び常勤監事をいう。

2 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事、監事をいう。

(報酬等)

**第3条** 常勤役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金及び功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の算定方法)

**第3条の2** 常勤役員の報酬月額は200万円を上限とし、各役員の報酬月額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 常勤役員の賞与は、大学運営等の状況に応じ、理事会において決定する。

3 常勤役員の退職金及び功労金は、別に定める学校法人千葉工業大学役員退職金規程に従い支給する。

4 非常勤役員の報酬額は一律とし、理事会が決定する。

5 非常勤役員の退任慰労金は、別に定める学校法人千葉工業大学非常勤役員退任慰労金規程に従い支給する。

(支給日)

**第4条** 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日にあたるときは、その前日に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬の支給日は、5月20日及び12月20日の年間2回とする。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日にあたるときは、その前日に支給する。

(賞与)

**第5条** 常勤役員には、賞与を支給することができる。

2 賞与の支給日は、6月1日、9月1日、12月1日、3月1日（以下これらの日を「基準日という。」）より起算して20日を超えない日とする。

3 賞与は、基準日現在における報酬額を基礎に計算する。

4 賞与の支給対象期間は、6月は当年3月1日から当年5月末日まで、9月は当年6月1日から当年8月末日まで、12月は当年9月1日から当年11月末日まで、3月は前年12月1日から当年2月末日までとする。

(旅費)

**第6条** 旅費は、別に定める学校法人千葉工業大学役員国内出張旅費規程及び学校法人千葉工業大学役員海外出張旅費規程に基づき支給する。

(規程の改廃)

**第7条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経るものとする。

**附則**

この規程は、平成2年7月11日から施行する。

**附則**

この規程は、平成18年5月26日から施行する。

**附則**

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

**附則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。